

同和問題を正しく理解しよう

同和問題とは、日本の社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々な形で現れている我が国の人権問題である。

同和問題の解決のために、教育には大きな役割がある。神奈川県教育委員会では、同和問題の正しい理解を促し、差別を許さない心、人権を尊重する心を育むため、児童・生徒用学習教材及び教職員用研修教材として「人権学習ワークシート集一（小中編 第14集）一」（平成26年2月）の48頁から51頁まで、この問題を取り上げている。

教職員がこの問題を正しく理解するために、ここでは、同和問題の指導のポイントを解説するので、各「人権学習ワークシート集」の解説と合わせて読み、指導してほしい。

同和問題の正しい理解

近年、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れている。同和問題に関して差別を助長するような内容の書込みがされることもある。児童・生徒がインターネットにおける差別的な書き込みや根拠のない情報を信じていけないように、指導する立場の教職員は同和問題の実態を正しく理解し、伝えることが重要である。また、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を向上させ、それらを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

県教育委員会が昭和53年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」は、平成25年3月に改訂された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて整理された。

国の動きとして、平成28年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日施行（資料1）された。立法に先立ち、衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）及び参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）（資料2）がなされている。

この法律は、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である事に鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものである。

同和教育の授業を実践する前に、次の図書を読了することをお勧めする。なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付している。

- ・「これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座」 上杉 聡 解放出版社（平成16年）
- ・「ビジュアル部落史第1巻～第5巻」 大阪人権博物館（編） 解放出版社（平成18～20年）
- ・「神奈川の部落史」 「神奈川の部落史」編集委員会（編集代表 藤野 豊） 不二出版社（平成19年）

教職員が同和問題を正しく理解した上で、児童・生徒にも差別されてきた人々が果たしてきた役割や、残してきた文化を伝え、それが現代の私たちの生活につながっていること、明治時代における身分制度の廃止、大正時代の水平社運動などの歴史的背景を正しく理解させることが重要である。

同和教育の進め方として、授業の進行状況によっては、次のような計画が想定される。

○計画例

歴史学習や歴史的分野の授業で、日本を代表する芸能文化である歌舞伎や能、また、寺院の枯山水などが差別されてきた人々によって生み出されたものであることを、視聴覚教材等を使用して学習する。

また、江戸時代の身分制度では、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄づくりなどの生活に欠かせない仕事をしてきたことや、優れた技術によって、新しい学問、医学の発展に貢献したこと等を学習する。

さらに明治時代の「解放令」、大正時代の「全国水平社」について確認しながら、差別されてきた人々の生活が、どのように変化していったのか等を学習する。

また、政治の働きなど、公民的分野の授業で、日本国憲法を扱う際に、基本的人権について理解させ、現代における偏見や差別の解消に取り組もうとする能力や態度を育てながら学習する。

資料1

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2

衆議院法務委員会における附帯決議

平成28年11月16日

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

平成28年12月8日

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。